

(宛先) 志摩市長

軽自動車税（種別割）相続人代表者指定（変更）届出書

地方税法第 9 条の 2 の規定により、被相続人に係る軽自動車税（種別割）について、下記のとおり代表相続人を指定します。

相続人代表者	住 所			電 話
				() -
	(フリガナ) 氏 名			生年月日
				(T ・ S ・ H) ・ .
届出者	住 所	☐ 同上	電 話	
			() -	
	(フリガナ) 氏 名		生年月日	
			(T ・ S ・ H) ・ .	
被相続人	死 亡 時 の 住 所			
	氏 名			
	死亡年月日			
標 識 番 号		車 名	車 台 番 号	その他条例で定める事項
主たる定置場の位置		三重県志摩市		

備考.

1. 本届出書を提出いただいた場合であっても、名義等が変更されるものではありません。
2. 軽自動車税（種別割）は車両を所有していることに対して課税される税です。納税義務者が死亡された場合は、速やかに名義を変更するか、使用しない車両であれば廃車手続きを行って下さい。

本人確認欄	確認者
☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ 保険証 ☐ その他（ ）	

【連絡及び提出先】

〒517-0592 志摩市阿児町鶴方 3098-22
志摩市役所（2階⑨番窓口）税務課 諸税係
電話 0599-44-0211